# 第１章

## 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## ❶ 計画策定の経緯

新潟市では、男女がともにつくる社会を目指して昭和63（1988）年に市民との協働により「新潟市女性行動計画」を策定し、平成13（2001）年には「新潟市男女共同参画行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、平成17（2005）年には、男女共同参画推進の基本的な理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりが尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまちを目指して施策に取り組んできました。

平成23（2011）年3月に策定した「第2次新潟市男女共同参画行動計画」には、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力への対応を強化するために「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含しました。

平成28（2016）年3月に策定した「第3次新潟市男女共同参画行動計画」では、新たに男女共同参画に関する男性の理解の促進や、防災における男女共同参画の推進を盛り込みました。

令和3（2021）年3月に策定した「第4次新潟市男女共同参画行動計画」では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき平成30（2018）年3月に策定した「新潟市女性活躍推進計画」を包含し、条例の理念のもとに施策を総合的に推進してきました。

第4次の行動計画が令和8（2026）年3月に計画期間を終了することから、同計画の成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、「新潟市男女共同参画推進条例」に基づく「第5次新潟市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。

第5次の行動計画には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）に基づく「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含し、同条例の理念のもとに施策を総合的に推進することとしました。

## ❷ 計画策定の背景

### （1）国際的な動き

我が国の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。

昭和50（1975）年、国連はこの年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54（1979）年、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、日本は昭和60（1985）年に批准しました。

平成7（1995）年、北京で開催された第4回世界女性会議において、21世紀に向けた女性の地位向上のための世界ビジョンである「北京行動綱領」が採択されました。

平成21（2009）年には、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解では、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取組の強化など、女性差別解消に向けた更なる取組の必要性が指摘されています。

平成22（2010）年には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、国連本部で「国連『北京＋15』記念会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やＮＧＯ等の貢献強化の宣言等が採択されました。

平成27（2015）年には、国連本部で開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、「国連『北京＋20』記念会合」として、これまでの取組状況に関する評価が行われました。

また同年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030 アジェンダ）」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」が掲げられ、17の目標の５番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と記載されています。

令和２（2020）年には、国連本部で開催された「第64回国連女性の地位委員会」において、「第４回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

令和７（2025）年には、「第69回国連女性の地位委員会」が国連本部で開催され、「第４回世界女性会議30周年における政治宣言」が採択されました。

しかし、世界経済フォーラムが発表した2025年のジェンダー・ギャップ指数によると、日本は148か国中118位と依然低ランクに位置づけられており、国際社会と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、特に政治や経済の分野で非常に遅れたものとなっています。

## （2）国内の社会経済情勢の変化

少子・超高齢化の本格化により日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、2056年には１億人を割って9,965万人となると推計されています。未婚や高齢の単身世帯も増加しており、世帯構成が多様化しています。

就業率は、近年男女ともに上昇傾向にあります。特に25～44歳の女性については、平成24（2012）年から令和６（2024）年にかけて14.2ポイント上昇しています。しかし、依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、25歳から29歳をピークに、年代が上がるとともに低下する、いわゆるＬ字カーブの構造は変わっていません。

働き方の変化として、労働者の価値観やライフスタイルの多様化に対応して働き方に関するニーズが多様化し、より柔軟で自律的な働き方への志向が強まっており、テレワークやフレックスタイム制の導入などが求められています。

そのほか、女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として生活上の困難に陥りやすく、このような状況が、更なる少子化の助長や貧困等の次世代への連鎖を引き起こすことなどについても懸念されています。

近年は、若者、特に若い女性が地方から都市へ転出する傾向が強くなっています。女性や若者の都市への転出によって、地方の活力が低下すると同時に、地域によって男女別人口の不均衡が発生することから、未婚化や少子化の要因の一つとなります。

## （3）男女共同参画に関する国の動向

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の実現を

21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。

翌年の平成12（2000）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成17（2005）年に「第２次男女共同参画基本計画」、平成22（2010）年に「第３次男女共同参画基本計画」、平成27（2015）年に「第４次男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和２（2020）年には「第５次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の４つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

このほか、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」を定め、政府全体で横断的に各取組を進めています。

配偶者等からの暴力（DV）関連では、平成13（2001）年に公布・施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部を改正する法律が令和５（2023）年５月に公布され、令和６（2024）年４月から身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も接近禁止命令の発令要件として対象化されるなど保護命令制度が拡充され、違反が厳罰化されました。

また、令和４（2022）年５月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。この法律には、困難な問題を抱える女性に対し、女性の意思が尊重されながら最適な支援が受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制の整備と、民間団体との協働の視点を取り入れること等が明記されています。

令和８（2026）年４月には、「独立行政法人男女共同参画機構法」が施行され、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、男女共同参画センターを強力に支援するセンターオブセンターズとして、独立行政法人男女共同参画機構が設立されます。

このように、国は男女共同参画推進のための様々な取組を進めてきたところですが、今日の社会情勢の変化を踏まえ、令和８（2026）年に「第６次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の４つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

# ❸ 新潟市の現状

## (1) 社会状況

### ■人口

本市の人口は、平成17(2005)年の約81万4千人をピークに減少を続けています。年齢別の人口構成比は、年少人口(15歳未満)割合が年々減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)割合は年々増加し少子・超高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口は令和32(2050)年には約61万6千人で、ピーク時の平成17(2005)年比24.3%減となる見込みです。生産年齢人口も平成12(2000)年の約54万4千人から、令和32(2050)年には約31万3千人となり、42.5%減となる見込みです(図1－1)。

図1－1　本市の人口推移と将来推計人口

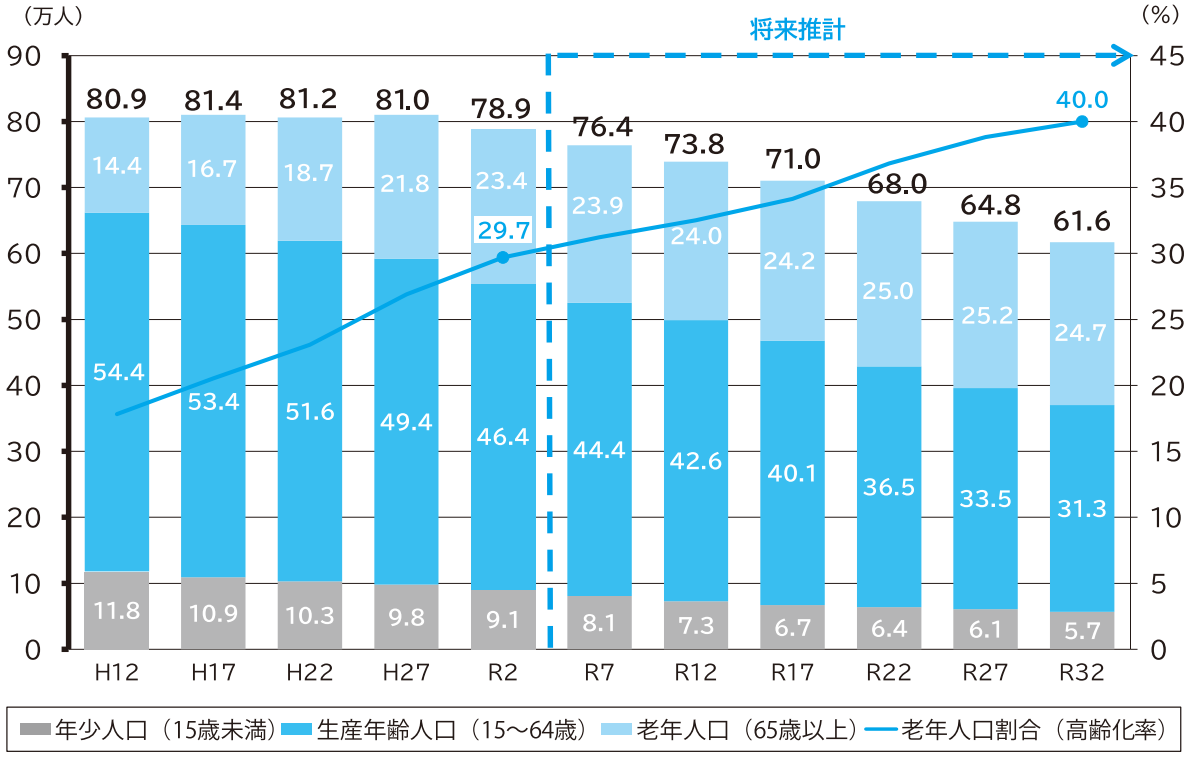


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

合計特殊出生率は、令和３（2021）以降は全国平均とほぼ同様の数値で推移しており、令和６（2024）年には1.13（全国1.15）と、減少傾向が続いています（図１－２）。

図１－２　合計特殊出生率の推移

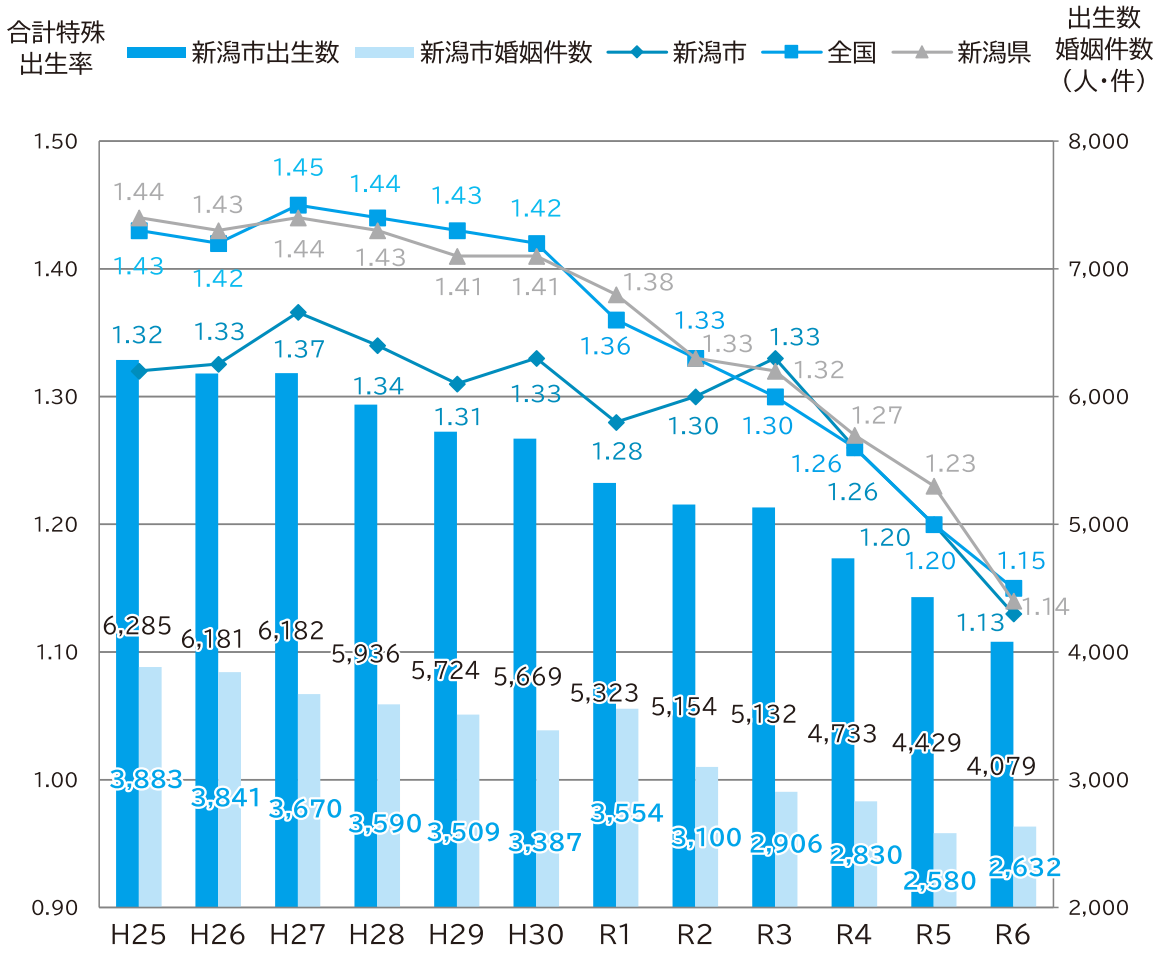


資料：厚生労働省「人口動態調査」、新潟県「人口動態統計（確定数）の概況　新潟県版」

（注）国勢調査年の新潟市合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態調査」

20歳から39歳の若年女性人口は、令和2（2020）年の約8万人が令和32（2050）年には約5万人となり、政令指定都市の中で最も高い33.4%の減少率と見込まれています（図1－3）。

図1－3　若年女性（20～39歳）人口および減少率（政令指定都市比較）

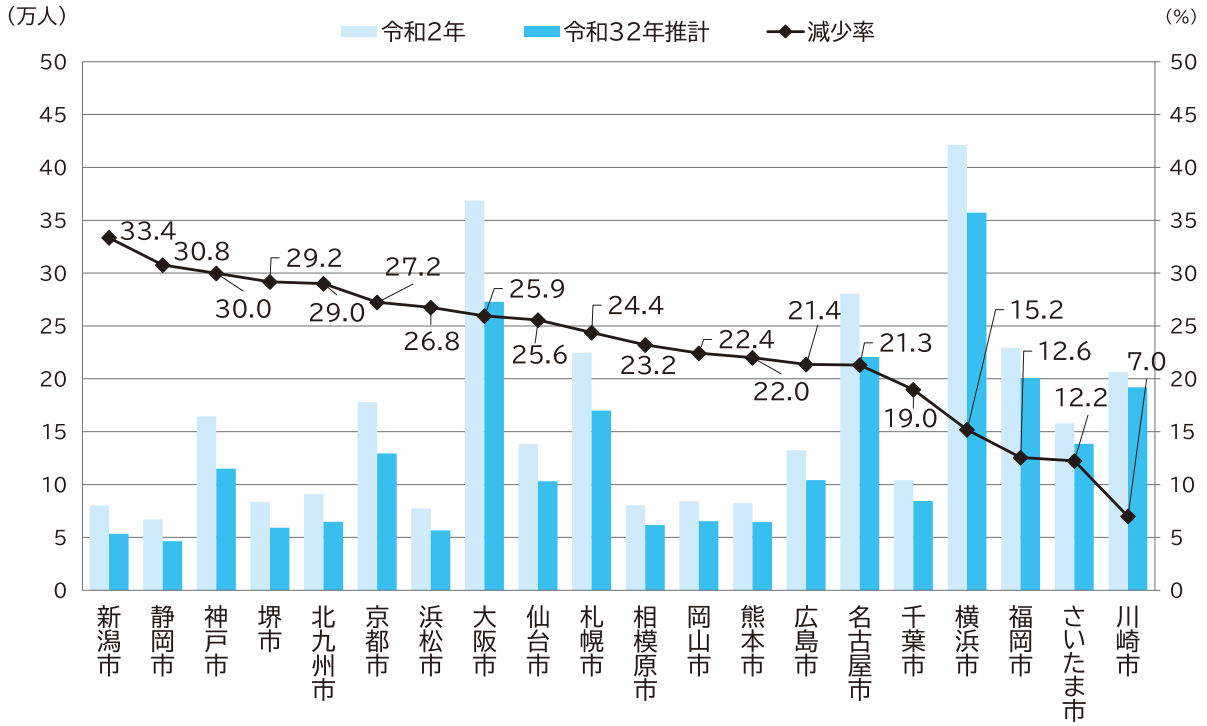


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

令和６（2024）年の転出・転入の状況では、男女ともに20～24歳の首都圏への転出超過が多くなっています。また、女性の方が男性よりも転出超過の数が多くなっています（図１－４）。

図１－４　新潟市男女別・年齢別純移動者数（転入・転出超過）の状況

５歳階級別純移動者数の状況（女性）

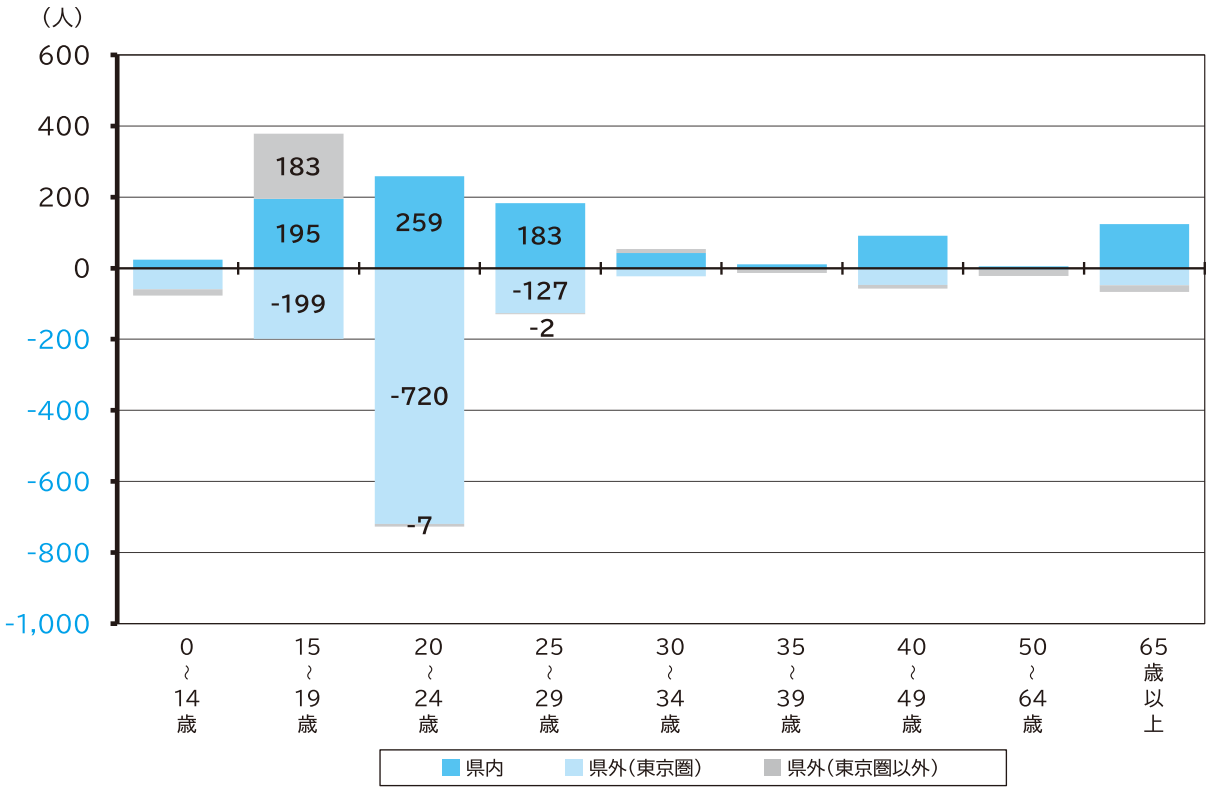


５歳階級別純移動者数の状況（男性）

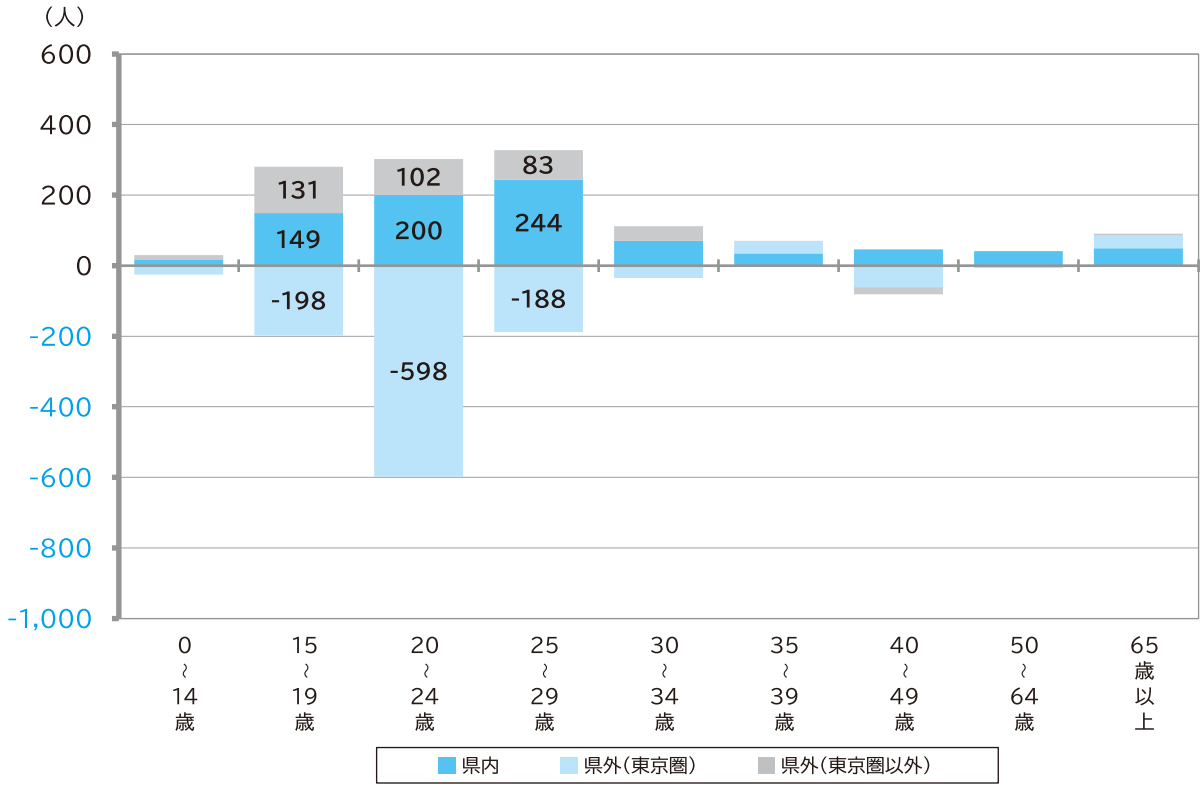


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2024年）」

## ■世帯構成

世帯構成割合では、単独世帯の割合が増加しており、核家族世帯と合わせると全体の９割近くで、世帯規模は小規模化しています（図１－５）。共働き率は５割を超え、そのうち18歳未満の子どもがいる世帯における共働きの割合は政令市１位となっています（図１－６）。

図１－５　新潟市世帯構成割合の推移

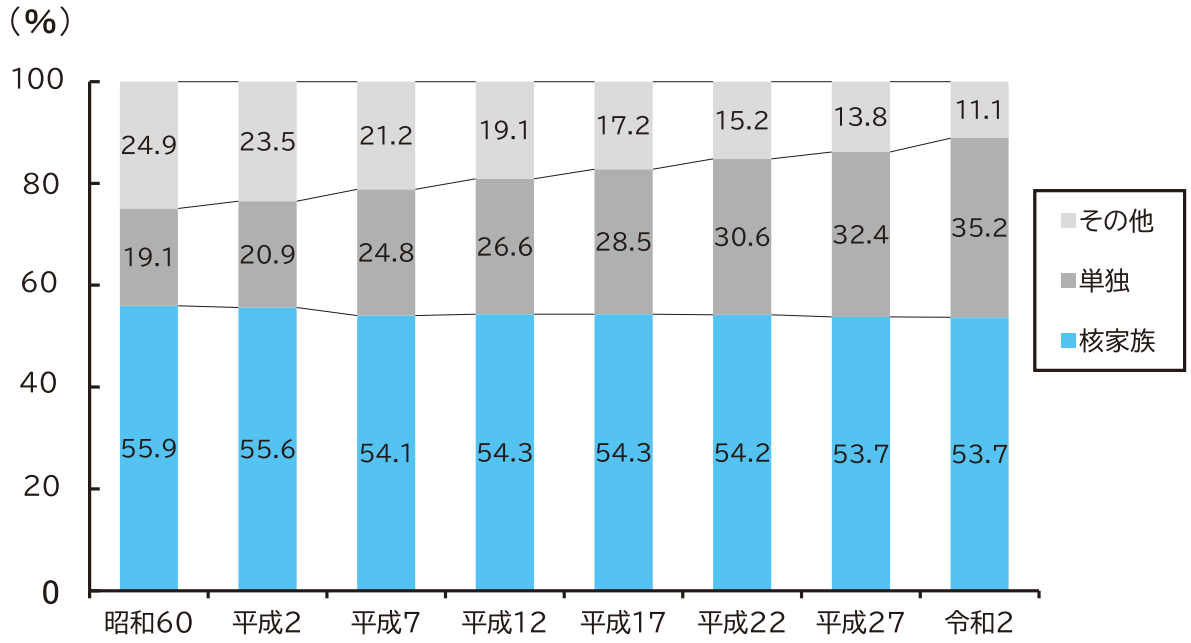


資料：総務省「国勢調査」

図１－６　共働き率の政令市比較

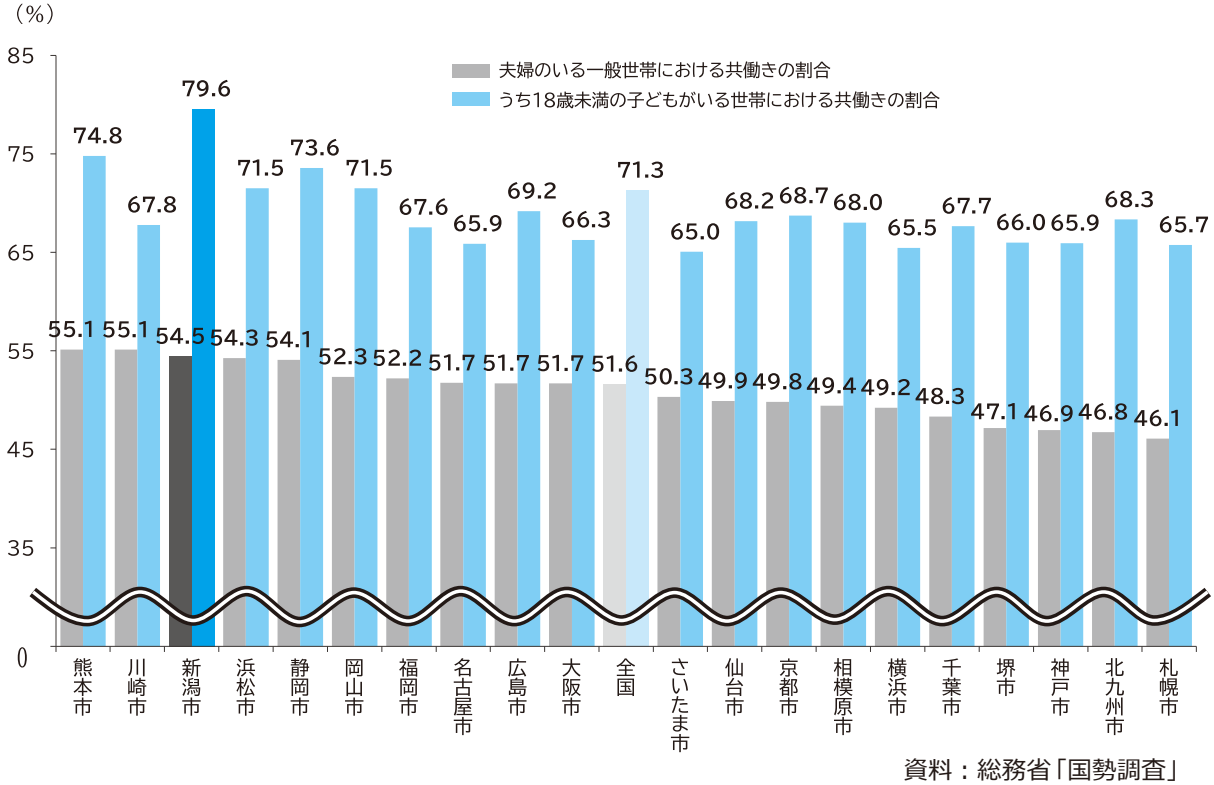


資料：総務省「国勢調査」

## （2）第４次新潟市男女共同参画行動計画における指標の達成状況

第４次新潟市男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、６つの目標に対する24の成果指標に目標値を設定し取り組んできました。令和６年度現在、すでに目標値を達成した項目は全29項目中、８項目でした。

### 指標一覧

| | 分類 | 項目 | | 計画策定時 令和元年度 | （参考）令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 目標値 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標1 | 成果 | 1 市民の性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」という考え方に反対する人の割合 | | 59.9% | - | - | - | - | 61.6% | - | 80%以上 |
| | 成果 | 2 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | | 65.0% | - | - | - | - | 70.0% | - | 80%以上 |
| | 成果 | 3 男女の地位の平等感 | 法律や制度 | 29.8% | - | - | - | - | 30.6% | - | 40%以上 |
| | | | 社会通念・慣習・しきたり | 9.3% | - | - | - | - | 13.0% | - | 15%以上 |
| | | | 家庭生活 | 32.9% | - | - | - | - | 42.1% | - | 40%以上 |
| | | | 地域社会 | 29.1% | - | - | - | - | 33.4% | - | 40%以上 |
| | 成果 | 4 男女平等教育パンフレットを活用した保護者啓発の割合 | 小学校３年生 | 86.0% | 82.2% | 86.0% | 99.1% | 97.2% | 100.0% | | 90.0% |
| | | | 小学校６年生 | | | | | | | | |
| | | | 中学校２年生 | 62.0% | 75.4% | 62.1% | 91.2% | 89.7% | 100.0% | | 70.0% |
| | 成果 | 5 アルザにいがた講座利用者満足度 | | 94.6% | 91.7% | 92.1% | 96.8% | 92.5% | 86.2% | | 95.0% |
| | 参考 | 6 小・中学校の男女平等教育パンフレットを活用した授業割合 | 小学校３年生 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | - |
| | | | 小学校６年生 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | - |
| | | | 中学校２年生 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | - |
| | 参考 | 7 アルザにいがた主催講座参加者数 | | 798人 | 621人 | 564人 | 771人 | 820人 | 738人 | | - |
| | 参考 | 8 アルザ情報（メール配信）登録数 | | 464人 | 531人 | 597人 | 734人 | 865人 | 1,194人 | | - |

| | 分類 | 項目 | | 計画策定時 令和元年度 | （参考）令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 目標値 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標2 | 成果 | 9 審議会等における女性委員割合 | | 42.9% ※1 | 42.9% | 42.9% | 41.9% | 42.8% | 42.7% | | 45%以上 |
| | 成果 | 10 女性委員のいない審議会等の割合 | | 1.2% ※1 | 1.2% | 0.0% | 0.0% | 0.6% | 1.2% | | 0% |
| | 成果 | 11 市職員の管理職（課長以上）における女性の割合 | | 15.2% ※2 | 15.2% | 15.4% | 16.3% | 18.8% | 20.6% | | 30%以上 |
| | 成果 | 12 市立学校園の女性管理職（校園長・教頭）の割合 ※小・中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園 | | 18.0% | 19.5% | 20.2% | 18.1% | 18.3% | 18.7% | | 20%以上 |
| | 参考 | 13 女性委員割合が45%以上の審議会等の割合 | | 54.6% ※1 | 54.6% | 55.8% | 50.6% | 52.9% | 54.8% | | - |
| | 参考 | 14 市立小・中学校の校長・教頭における女性の割合 | 小学校・校長 | 24.5% ※2 | 24.5% | 26.2% | 20.8% | 19.8% | 19.0% | | - |
| | | | 小学校・教頭 | 15.8% ※2 | 15.8% | 18.6% | 19.1% | 20.4% | 22.1% | | - |
| | | | 中学校・校長 | 8.9% ※2 | 8.9% | 8.9% | 8.9% | 8.9% | 7.1% | | - |
| | | | 中学校・教頭 | 9.8% ※2 | 10.0% | 10.0% | 6.7% | 10.0% | 10.0% | | - |
| | 参考 | 15 自治会長・町内会長の女性割合 | | 5.8% ※2 | 5.8% | 6.5% | 6.3% | 6.8% | 7.1% | | - |
| | 参考 | 16 市防災士の会の女性会員数 | | 38人 | 44人 | 56人 | 68人 | 80人 | 97人 | | - |

| | 分類 | 項目 | | 計画策定時 令和元年度 | (参考) 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 目標値 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標3 | 成果 | 17 職場における男女の地位の平等感 | | 22.6% | - | - | - | - | 30.6% | - | 30%以上 |
| | 成果 | 18 女性の有業率（25～44歳） | | 80.4% ※3 | - | - | 83.9% | - | - | - | 85% |
| | 成果 | 19 民間企業の女性管理職比率 | | 15.2% ※4 | 13.6% | - | - | - | - | | 30% |
| | 成果 | 20 家族経営協定締結農家の割合 | | 10.8% | 11.7% | 11.9% | 12.1% | 12.1% | 10.9% | | 市内認定農業者数の15%以上 |
| | 参考 | 21 男女別正規従業員の割合 | 男性 | 79.1% ※3 | - | - | 79.8% | - | - | | - |
| | | | 女性 | 46.1% ※3 | - | - | 47.3% | - | - | | - |
| | 参考 | 22 所定内賃金の男女格差 | | 71.9 | 73.4 | 71.9 | 72.9 | 72.3 | 76.0 | | - |

| | 分類 | 項目 | 計画策定時 令和元年度 | (参考) 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 目標値 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標4 | 成果 | 23 共働き夫婦の家事等平均時間の格差 | 218分 (女293) (男75) | - | - | - | - | 184分 (女294) (男110) | | 180分以内 |
| | 成果 | 24 男性の育児休業取得率 | 8.4% | 14.0% | 24.3% | 32.7% | 39.6% | 52.6% | | 30% |
| | 成果 | 25 男性市職員の育児休業取得率 | 13.2% | 22.0% | 31.5% | 47.7% | 58.6% | 64.7% | | 30% |
| | 成果 | 26 週間就業時間が60時間以上の男性の割合 | 11.9% ※3 | - | - | 5.5% | - | - | | 5% |
| | 成果 | 27 年次有給休暇取得率 | 48.1% | 55.9% | 54.0% | 57.4% | 63.9% | 64.6% | | 58.0% |
| | 成果 | 28 保育所待機児童数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | | 0人 |
| | 参考 | 29 ハッピーパートナー企業登録数（新潟市） | 385社 ※5 | 385社 | 423社 | 458社 | 498社 | 543社 | | - |
| | 参考 | 30 要介護認定者数 | 45,450人 ※6 | 45,450人 | 45,870人 | 45,713人 | 46,443人 | 47,605人 | | - |
| | 参考 | 31 職場で何らかのハラスメントがあると回答した女性の割合 | 23.2% ※7 | 22.7% | - | - | - | - | | - |

| | 分類 | 項目 | 計画策定時 令和元年度 | (参考) 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 目標値 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標5 | 成果 | 32 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきであると考える人の割合 | 88.8% | - | - | - | - | 92.2% | | 100% |
| | 成果 | 33 新潟市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 | 37.3% ※8 | 34.4% | 37.0% | 38.0% | 39.1% | | | 60%以上 |
| | 成果 | 34 新潟市国民健康保険加入者の特定保健指導実施率 | 23.1% ※8 | 16.0% | 14.3% | 15.7% | 15.2% | | | 60%以上 |

| | 分類 | 項目 | | 計画策定時 令和元年度 | (参考) 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 目標値 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標6 | 成果 | 35 DV被害にあったときに実際に相談した人の割合 | 男性 | 31.2% | - | - | - | - | 30.2% | | 35% |
| | | | 女性 | 49.0% | - | - | - | - | 52.0% | | 70% |
| | 成果 | 36 DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合 | | 50.1% | - | - | - | - | 44.9% | | 60%以上 |
| | 参考 | 37 配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談の件数 | | 1,814件 | 2,156件 | 1,930件 | 1,936件 | 2,512件 | 2,489件 | | - |
| | 参考 | 38 デートDV防止セミナー受講者数 | | 5,693人 | 4,140人 | 4,735人 | 6,881人 | 7,882人 | 7,639人 | | - |

※1 令和2年7月1日現在
※2 令和2年4月1日現在
※3 平成29年
※4 平成27年 令和2年との比較のため遡及集計した不詳補完値 補完前は15.4％
※5 令和3年2月末現在
※6 令和2年10月1日現在
※7 平成27年
※8 平成30年度